## 別表十二(四)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第2条第2項《定義》に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、令和2年改正法附則第87条第1項《金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第15条の規定による改正前の措置法第55条の2《金属鉱業等鉱害防止準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「積立限度額5」の分子の空欄には、次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める数を記載し

ます。

- (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの 間に開始する事業年度 10
- (2) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの 間に開始する事業年度 20
- (3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの 間に開始する事業年度 30
- (4) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの 間に開始する事業年度 40